

国立国会図書館の会計監査に関する件

(平成二十八年十二月二十二日館長決定第十号)

改正 令和元年十二月二十日館長決定第一号

(趣旨)

1 本件は、監査実施責任者及び監査員の設置等に関する内規(平成二十八年国立国会図書館内規第五号)第三条の規定に基づき、国立国会図書館における会計の監査(以下「会計監査」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(会計監査の目的)

2 会計監査は、会計法令等に基づき、予算の適正かつ効率的な執行及び会計経理の適正な運用に寄与することを目的とする。

(会計監査の種類)

3 会計監査は、次の二種とする。

一 一般会計監査 第六項に定める会計監査計画に従い実施するもの

二 特別会計監査 館長が必要と認めた場合に、館長が指定する事務について実施するもの

(会計監査の対象範囲)

4 会計監査は、次に掲げる事務について行うものとする。

一 債権の管理及び歳入に関する事務
二 支出負担行為及び支出に関する事務

三 現金の出納及び保管に関する事務

四 契約に関する事務

五 国有財産の管理に関する事務

六 物品の管理に関する事務

七 旅費に関する事務

八 その他館長が必要と認める事務

(中期計画)

5 総務部長は、一般会計監査を適正に実施するため、中期的に達成すべき目標及びそのための実施内容等を記載した計画(以下この項において「中期計画」という。)を定めるものとする。中期計画は、三年ごとに定めるものとする。

(会計監査計画)

6 総務部長は、毎年度、当該年度の一般会計監査の対象となる事務、重点監査項目その他必要と認める事項を記載した会計監査計画を定めるものとする。

(実施通知)

7 総務部長は、一般会計監査の実施に当たり、当該一般会計監査の対象となる事務を所掌する部局(調査及び立法考査局、総務部を除く部、関西館及び国際子ども図書館並びに総務部の各課をいう。以下「被監査部局」という。)の長に対し、実施期間等についてあらかじめ文書により通知するものとする。

(会計監査の方法)

8 監査実施責任者及び監査員は、書面及び実地の方法により会計監査を行うものとする。

(書類の提出等の要求)

9 監査実施責任者及び監査員は、被監査部局の担当者に対し、書類の提出、事実の説明その他会計監査に関し必要な事項を要求することができる。

(所見)

10 監査実施責任者は、一般会計監査を終了したときは、被監査部局の担当者に対し、当該一般会計監査の結果について所見を述べるものとする。

(結果の報告)

11 監査実施責任者は、総務部長に対し、前項の一般会計監査の結果を文書により報告するものとする。ただし、当該結果につき緊急を要すると認めた事項については、口頭により、直ちにその要旨を報告するものとする。

(結果の通知及び是正又は改善の措置)

12 総務部長は、被監査部局の長に対し、第十項の一般会計監査の結果を文書により通知するものとする。この場合において、是正又は改善の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該文書により必要な措置を講ずることを指示するものとする。

13 被監査部局の長は、前項後段の規定による指示を受けたときは、直ちに当該指示に係る措置を講じ、総務部長に対し、その結

果を文書により報告しなければならない。

(改善状況の報告)

14 総務部長は、前項の規定に基づき被監査部局が講じた措置について、必要があると認めるときは、その後の改善状況の報告を求めるものとする。

(館長への報告)

15 総務部長は、館長に対し、毎年度一回、当該年度の一般会計監査の結果を報告しなければならない。

16 前項に定めるもののほか、総務部長は、特に必要があると認めるときは、館長に対し、速やかにその行った一般会計監査の結果を報告しなければならない。

(内部評価の実施)

17 総務部長は、一般会計監査の終了後、当該一般会計監査の実施状況の評価（以下「内部評価」という。）を行い、その結果を館長に報告するものとする。

18 総務部長は、内部評価の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、翌年度以降の一般会計監査の内容を見直すものとする。

(特別会計監査)

19 第七項及び第十項から第十四項までの規定は、特別会計監査について準用する。この場合において、これらの規定中「総務部長」とあるのは「館長」と、「一般会計監査」とあるのは「特別会計監査」と読み替えるものとする。

(細則)

20 本件に定めるもののほか、会計監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

本件は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則 (令和元年十二月二十日館長決定第一号)

本件は、令和二年一月一日から施行する。